

令和元年

第11回赤穂市教育委員会提出議案

日時 令和元年11月20日(水) 午後2時

場所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

赤穂市教育委員会

令和元年第11回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第8号議案	令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について
第9号議案	令和元年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について
報告12	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
その他	(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について (2) 冬季休業中における生徒指導について

第8号議案

令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について

令和2年度赤穂市公立学校教職員異動方針について、別紙のとおり決定したい。

令和元年11月20日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和2年度 赤穂市公立学校教職員異動方針

赤穂市教育委員会

1 基本方針

兵庫県教育委員会公立学校教職員異動方針に基づき、公正かつ適切な人事異動を行うことによって、清新にして明朗な気運を醸成し、赤穂市公立学校教育の一層の発展を期する。

(1) 異動の時期

令和2年度の定期人事異動は、4月1日に実施する。

(2) 人事の刷新

適材を適所に配置することによって、職員構成の適正化及び職員の資質向上に努め、学校教育の充実を図る。特に、新進の抜擢、女性の登用、同一校における長期勤務者の異動等を積極的に進める。

(3) 魅力ある学校づくりの推進

教職員が使命感と高い倫理観を持って職務に専念し、赤穂市がこれまで進めてきた「生きる力」を育む特色ある教育を充実させ、子供たちが安心して学べる魅力ある学校づくり、家庭・地域と連携した「学校コミュニティ」づくりを推進するための人事配置に努める。

また、人権教育及び特別支援教育の充実を目指した人材の配置に配慮する。

(4) 信頼される学校づくりの推進

生徒指導や不登校など、子供たちに関わる多様な課題に、学校として適切に対応し、子供たちや保護者から信頼される学校づくりに向けた人材の配置に努める。

(5) 広域人事の推進

職務経験を豊かにするため、広く全県的視野にたつて、県立学校・特別支援学校や教育事務所管外・管内との交流に努める。

2 実施に当たっての留意事項

(1) 異動対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とする。

(2) 同一校における勤務年数が長期にわたる教職員については、最高9年を超えないことを原則とする。

(3) 職員構成の適正化を図るために、男女の割合、経験年数、教育実績等を考慮する。

(4) 校種間、市内地域間の交流については、学校規模や所有免許状の教科を考慮して、適正な配置換を行う。

(5) 異動にあたっては、学校の職員構成、本人の希望、その他の事情について、校長の意見を参考にする。

(6) 次に該当する者については、原則として異動を行わない。

・休職中 ・長期療養中 ・長期派遣中 ・産休中 ・育児休業中

(7) 学校図書館法に基づき学級数が12学級以上の学校においては、司書教諭の資格を有する者を配置する。

(8) 主幹教諭の配置は、校種や学校規模に応じて全学校へ配置を進める。

<小学校> 18学級以下(2名以内)、19学級以上(3名以内)

<中学校> 15学級以下(2名以内)、16学級以上(3名以内)

第9号議案

令和元年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について

令和元年度赤穂市一般会計補正予算（11月）について、その意見を求める。

令和元年11月20日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

報告 1 2

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年赤穂市条例第42号)の一部を改正する条例の制定について、令和元年第4回赤穂市議会定例会に上程されるので、その内容につき別紙のとおり報告する。

令和元年11月20日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

その他

(1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

(2) 冬季休業中における生徒指導について

(公 印 省 略)
赤 教 指 2 0 8 5 号
令 和 元 年 1 2 月 日

学 校 園 長 様

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和元年度 冬季休業中における生徒指導について (通達)

赤穂市において、少年非行は減少傾向にあります。しかしながら、いじめや不登校の問題、ネットを介したトラブルや犯罪など問題は山積しています。これらの問題を解消していくためには、子どもたちだけではなく、家庭や地域に向けても働きかけが必要です。

新たな年を迎えるこの節目の時期に、子どもたちが、自分の将来に明るい希望をもてるよう、自分を振り返り、自分自身を改善する生活設計や目標を設定するとともに、家庭生活における安全指導とトラブル防止のための指導が重要です。

については、下記事項に留意し、学校園の実情や幼児児童生徒の発達段階に応じた予防的な指導を充実させ、その徹底を図るよう留意願います。

記

1 冬季休業中の生活に関する指導について

(1) 規律ある生活に向けた指導

幼児児童生徒が冬季休業の意義を理解し、休業中の生活の目標や計画を自主的に立て、規律ある生活を送ることができるよう、生活表を活用するなど指導するとともに、幼児児童生徒の動向の把握に努める。

- 一人一人の発達段階や興味・関心、適性に応じた適切な計画を立てさせ、規則正しい生活を送らせる。
- 感染症予防のため、体調管理として食事や睡眠等について指導するとともに、生活習慣としての手洗い・うがいの励行を指導する。

(2) 不登校や悩み・問題を抱える幼児児童生徒への指導

休業前に面談等を行い、悩みの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、休業期間を利用して家庭訪問を行う等、実態を踏まえ適切な指導・援助に努める。

- 課題のある幼児児童生徒に対しては、定期的に家庭訪問等を実施し、課題を共通理解するとともに、必要に応じて声をかけるなど学校とのつながりが深まるよう適切な指導を行う。
- 家庭訪問等により保護者との情報交換を図るとともに、幼児児童生徒との心のふれあいを通して、安心して学校生活に復帰できるよう適切な対応を進める。
- 家庭や幼児児童生徒への連絡書類や配布物等が確実に届くなど、学校からの疎外

感を味わわせることのないよう努める。

(3) 地域の活動への参加の奨励

親子の協働体験活動（大掃除、正月準備等）、異世代との交流活動、ボランティア活動等、様々な体験活動に積極的に参加するよう奨励する。

- 家族や地域社会とのふれあいをとおして、家族や地域の一員として自覚し、自己の役割に気づき、自分を見つめ直すことで、主体的に「気づき、考え、行動する」幼児児童生徒を育てる。
- 学校園は、地域行事や健全育成関連活動等に積極的に参加し、地域との連携を深めるとともに、地域を巻き込んだネットワークづくりを推進する。

(4) 部活動等における事故の防止

休業中の部活動においては、体調に十分留意するとともに運動種目の特性を踏まえ種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

- 部活動等において、貴重品、衣服等の管理に留意するよう指導する。特に、更衣室の施錠等の励行に努める。

2 冬季休業に向けた問題行動等の未然防止及び安全確保等の徹底

(1) 命を大切にす指導の徹底

自分の命、他人の命それぞれの尊さを理解させるための指導を行うとともに、自殺の防止に向けて、幼児児童生徒の発する小さなサインを敏感に受け止め、全ての教職員が情報を共有し、組織として迅速かつ適切に対応する。

- 虐待や暴力等、幼児児童生徒の健全な成長を阻害する行為を確認したり、疑いがある場合は、生命と人権を尊重する立場で関係機関との連携を図ったりしながら、迅速かつ適切に対応する。

(2) いじめの未然防止、早期発見・早期解消

保護者や地域住民等と連携を図り、幼児児童生徒の交友関係や冬季休業中の生活の状況を把握し、いじめの未然防止、早期発見・早期解消に努める。

- いじめの対応については、「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル（県教委 H29.8）」による共通理解と意思統一を図るなど、早期発見と組織的な対応に努め、いじめを許さない学校園づくりの推進と相談活動の充実を図る。

(3) 不良行為、暴力行為等の未然防止

深夜徘徊、飲酒、喫煙、薬物乱用等の不良行為や、万引き等の窃盗、器物損壊、暴力行為等の未然防止に向けて、人としての倫理観や規範意識を育成するとともに、家庭や地域と連携し、幼児児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導に努める。

- 全教職員が一致して幼児児童生徒一人一人の状況把握に努め、子どもたちが抱える課題を共通理解するとともに、問題行動の前兆を把握し、早期に対応する。
- 量販店や飲食店、ゲームコーナー等、他校児童生徒や異校種児童生徒との交流がある場所の巡回を強化するとともに、利用についての指導の徹底を図る。
- 大麻等の薬物や、いわゆる「危険ドラッグ」（合法ドラッグ、脱法ドラッグ等）

の危険性と違法性について理解させ、使用及び所持しないよう指導する。

(4) ネット上のトラブルの未然防止

SNS（Line, Facebook, Twitter 等）や掲示板への誹謗・中傷の書き込みは犯罪行為であることを理解させ、トラブルの未然防止に向けた適切な利用についてわかりやすく指導する。

- 情報活用と情報モラルやマナーについて、幼児児童生徒への指導を徹底する。
- SNSに他人の写真を本人の承諾なく掲載することや、悪口等の書き込みをしないよう指導を徹底する。
- ネット上の掲示板やSNS等に「アルバイト募集」などとの書き込みにだまされ、振り込み詐欺の「受け子」や「出し子」など、犯罪の片棒を担がされる被害に遭わないよう指導する。

(5) 家庭への啓発

自分の子どもがどこで何をしているか常に注意深く観察するとともに、夜間の外出やパソコン、携帯電話、SNS等の使用について管理するよう啓発する。

- 外出時に、行き先と帰宅時間を確認し、夜間（午後11時～午前5時）に不要な外出をさせない。
- 子どもの携帯電話使用状況について定期的に確認する。保護者の責任としてフィルタリング設定をするよう強く指導する。
- ネット依存に陥らないために、家庭において、スマートフォンやタブレット等の使用時間についてルールづくりや、いわゆるオフライン（ネットを利用しない）の時間や日を設けるなどの対応策について話し合う機会をもつよう指導、啓発を図る。

(6) 警察等、関係機関との連携

学校だけでは対応できない問題行動等に適切に対応するため、子ども家庭センター、警察、PTA等関係機関・団体との一層の連携に努める。

- 虐待の疑いや不審者情報を得たときは、子育て健康課、警察、青少年育成センターへ速やかに通報する。
- 学校の状況を適宜、地域に発信し、情報を地域と共有しながら相互の関わりを深めていくことで、信頼関係の強化に努める。

(7) 犯罪等からの安全確保

警察等関係機関との連携の下、不審者等の情報が入った場合の連絡体制を整備するとともに、幼児児童生徒が様々な危険について理解し、自ら危険を予測し回避できるよう指導する。

- 犯罪行為や触法行為など問題行動に繋がる言動を具体的に示し、軽率な言動によるトラブルや喧嘩が起きないように指導する。
- 被害に遭いそうになったら、逃げることや、大声で助けを呼ぶことなど、具体的な方法を指導するとともに、幼児児童生徒が犯罪被害に遭わないよう危険回避能力を高める指導をする。
- 不審者を見かけたり不審な電話や訪問を受けたりしたときは、一切を拒否し、すぐに警察や学校園に連絡するよう指導する。

(8) 交通事故の防止

交通法規の遵守や道路の安全な歩行・走行はもとより、他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことを指導する。

- 交通ルールの遵守を習慣づけることにより、交通事故防止に努めさせる。
- 自転車に乗るときは、自転車安全利用五則を遵守するとともに「自転車運転者講習制度」や「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知を図る。
 - ・ 自転車は、車道左側を通行が原則、歩道は例外
 - ・ 二人乗り、並進の禁止
 - ・ ヘルメットの着用
 - ・ 自転車保険等に参加の義務化 など
- 事故やトラブルに遭わないよう「歩きスマホ」をしないよう指導する。
- 通学路やその周辺地域の様子や危険箇所について点検し、必要に応じ関係機関へ連絡するとともに、子どもたちへの指導を徹底する。

令和元年11月第11回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
10/26	土	坂越保育所運動会 MOA美術館児童作品展表彰式
27	日	ふるさと祭り巡回
28	月	地域安全赤穂市民大会 教職員表彰式
29	火	高雄幼稚園訪問
30	水	
31	木	人権教育実践研究会（尾崎地区 保・幼・小）
11/1	金	部長会議 兵庫県都市教育長協議会（芦屋市）
2	土	忠臣蔵旗少年剣道大会歓迎会
3	日	文化の日 忠臣蔵旗少年剣道大会 ふるさと祭り巡回 文化賞・スポーツ賞表彰式市民文化祭表彰式 市民音楽祭
4	月	振替休日
5	火	
6	水	定例校長会 定例園・所長会
7	木	部内会議
8	金	高齢者大学大学祭 原小学校統計教育研究大会
9	土	赤穂シティマラソングスト・招待選手歓迎レセプション
10	日	赤穂シティマラソン
11	月	部長会議 大名行列保存会総会
12	火	人権教育実践研究会（御崎地区 保・幼・小）
13	水	兵庫県中学校英語教育部会総会・研究大会
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	総合防災訓練
18	月	記者懇談会
19	火	人権教育実践研究会（赤穂東中学校）
20	水	第11回定例教育委員会